



5月は消費者月間です！

～安心安全な暮らしのために～

消費者月間とは、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための正しい知識と「だまされない力」を身に付け、安全な地域づくりの意識向上を目的とした期間です。月間である毎年5月は、社会情勢に合わせた啓発活動が全国で行われています。

さまざまな被害例があります

- ▶ 「必ずもうかる」とSNSで勧誘され、投資名目でお金をだまし取られる。
- ▶ 市役所や金融機関を名乗る電話で「還付金がある」と言われ、ATMの操作をさせられる。
- ▶ ネット通販で「初回無料」に申し込み、知らないうちに高額な定期購入契約になっていた。



早めの相談が被害防止につながります！

少しでも不審に思った場合は信頼できる家族や友人、警察、消費者センターなどに相談してください。

ごみの焼却は犯罪です！

ごみの焼却は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で罰せられます。5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、場合によってはどちらも科せられます。枯れ草や下草の野焼きも、軽犯罪法違反(火気乱用の罪)になることがあります。



消防団員を募集しています！

消防団は、自分の職業や学業を持ちながら、地域の防火・防災の担い手として活動しています。災害が起こった際は消火・警戒などの活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っているだけでなく、地域の振興にも中心的な役割を果たしています。

七尾鹿島消防団連合会は、あなたの力を必要としています。

防災意欲の溢れるあなたの入団をお待ちしています。

☎消防本部消防課 ☎53-1015

